

6 通所系サービス共通

(1) 個別機能訓練加算

★ 対象サービス…通所介護、地域密着型通所介護

令和3年度報酬改定より、個別機能訓練加算の人員配置基準及び、事務処理手順等が変更となりました。具体的な事務処理手順例については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（介護保険最新情報 vol. 936）にて国から示されていますので、確認をお願いします。

	個別機能訓練加算（I）イ	個別機能訓練加算（I）ロ
職員配置	<p>専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を一名以上</p> <p>※時間の配置の定めなし。</p> <p>※常勤・非常勤を問わない。</p>	<p>（I）イの規定により配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて一名以上</p> <p>※常勤・非常勤を問わない。</p>
目標設定	<p>・単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標。</p> <p>・利用者の意欲の向上に繋がるよう、長期目標・短期目標のように段階的な目標設定し、可能な限り具体的かつ分かりやすい目標を設定。</p> <p><u><長期目標の設定></u></p> <p>生活機能の構成要素である以下a～cをバランスよく含めて設定する。</p> <p>a 体の働きや精神の働きである「心身機能」</p> <p>b ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」</p> <p>c 家庭や社会で役割を果たすことである「参加」</p> <p><u><短期目標の設定></u></p> <p>長期目標達成に向け、利用者の現状の心身機能等に照らし整理し、困難であることについて、どのような訓練を行えば可能となるのか検討し、目標を設定する。</p>	
訓練項目	<p>・利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備。</p> <p>・利用者が自身で又は家族等の援助を受けて、利用者の居宅等においても実施できるような訓練項目をあわせて検討し、提示することが望ましい。</p>	
実施内容	<p>・類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行う。</p> <p>・概ね週1回以上実施することを目安とする。</p>	
実施後	<p>・3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や効</p>	

果等について説明し、記録する。

- ・概ね3月ごとに1回以上、実施状況や効果等について、**担当介護支援専門員等にも適宜報告・相談**し、利用者等の意向を確認の上、目標の見直しや訓練項目の変更などを行う。

(根拠法令)

H12 厚告 19 別表 6 注 11、H27 厚労告 95 十六、H12 老企 36 第 2 の 7 (11)

H18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 13、H27 厚労告 95 五十一の四、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 3 の 2 (11)

なお、令和3年度の改正に伴い、厚生労働省より、個別機能訓練加算に関する Q&A が複数示されています。算定される事業所については、合わせて確認をお願いします。

問合せが多い事項は、以下のとおりです。

3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3)」

問 50 個別機能訓練加算 (I) ロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなっているが、**専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名しか確保できない日がある場合、当該日は個別機能訓練加算 (I) ロに代えて個別機能訓練加算 (I) イを算定してもよいか。**

答 50 **差し支えない。**ただし、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置しているのみの場合と、これに加えて専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置している場合では、個別機能訓練の実施体制に差が生じるものであることから、営業日ごとの理学療法士等の配置体制について、利用者にあらかじめ説明しておく必要がある。

3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3)」

問 53 個別機能訓練加算 (I) ロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなっているが、個別機能訓練加算 (I) ロは、この要件に基づき、合計で**2名以上の理学療法士等を配置している時間帯において個別機能訓練を実施した利用者に対してのみ算定することができるのか。**

答 53 **貴見のとおり。**

例えばサービス提供時間が9時から17時である通所介護等事業所において、
9時から12時：専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名配置
9時から17時：専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名配置
した場合、**9時から12時までに当該理学療法士等から個別機能訓練を受けた利用者**

に対してのみ、個別機能訓練加算（I）口を算定することができる。（12時以降17時までに当該理学療法士等から個別機能訓練を受けた利用者については、個別機能訓練加算（I）イを算定することができる。）

（２）人員基準欠如の該当する場合の所定単位数の算定

★ 対象サービス…通所介護、地域密着型通所介護、通所介護相当サービス

運営指導等で、「人員配置基準を満たしていない。」事業所が多々見受けられます。通所介護及び地域密着型通所介護におかれましては、日ごとに人員基準を満たす必要がありますが、看護職員及び介護職員の配置数が、人員基準上満たすべき員数を下回っている場合（人員欠如）は、介護給付費の減額を行うこととされています。減額に関する具体的な取り扱いについては、以下の通りとなりますが、これは、適正なサービスの提供を確保する為の規定でありますので、人員欠如の未然防止を図るように努めてください。また、万が一該当してしまった場合は、市に届出が必要となりますので、御留意ください。

①算定方法

ア 看護職員

看護職員の数、は、**1月間の職員の数の平均**を用いる。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。

イ 介護職

介護職員の数、は、**利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数**を用いる。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とする。

②減算率が1割を超える場合

人員基準上必要とされる員数から**1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について**所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って**減算**する。

ア 看護職員

$$\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$$

イ 介護職

$$\frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 0.9$$

③減算率が1割範囲以内の場合

1割の範囲内で減少した場合には、**その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について**所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って**減算**される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

ア 看護職員の算定式

$$0.9 \leq \frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0$$

イ 介護職員の算定式)

$$0.9 \leq \frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 1.0$$

(根拠法令)

H12 厚告 19 別表 6 注 1 H12 老企 36 第 2 の 7 (23)

H18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 1、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 3 の 2 (23)

(3) 入浴介助加算

★ 対象サービス…通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション

令和3年度報酬改定に伴い、入浴介助加算の見直しが行われました。入浴介助加算Ⅱにおいて、要件を満たしていない等の不適切な事例が見受けられますので、再度、算定要件を確認して頂き、適切な取扱いをお願い致します。

<不適正な事例>

- ・利用者の動作及び浴槽環境の評価が分かる資料の作成がない。
- ・計画の内容が、利用者宅の浴室の環境等を踏まえた個別の計画になっていない。

入浴介助加算の主な加算算定要件は以下のとおりとなります。

○入浴介助加算(Ⅰ)

- ・入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。

○入浴介助加算(Ⅱ)(上記の要件に加えて)

- ・**医師等が利用者の居宅を訪問し**、浴室における**当該利用者の動作及び浴室の環境を評**

価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員等と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。

- ・当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。

- ・上記の入浴計画に基づき、**個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う**こと。

3.4.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 8)」

問2 入浴介助加算(Ⅱ)について、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することとなっているが、この他に評価を行うことができる者としてどのような者が想定されるか。

答2 **地域包括支援センターの担当職員、福祉・住環境コーディネーター2級以上の者**等が想定される。

※なお、通所リハビリテーションについても同様に取扱う。

3.4.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 8)」

問4 入浴介助加算(Ⅱ)では、個別の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこととなっているが、この場合の入浴介助とは具体的にどのような介助を想定しているのか。

答4 利用者の入浴に係る自立を図る観点から、入浴に係る一連の動作のうち、利用者が自身の身体機能のみを活用し行うことができる動作については、引き続き実施できるよう見守りの援助を、介助を行う必要がある動作については、利用者の状態に応じた身体介助を行う。なお、入浴介助加算(Ⅱ)の算定にあたっての関係者は、利用者の尊厳の保持に配慮し、その状態に応じ、利用者自身で又は家族等の介助により入浴ができるようになるよう、常日頃から必要な介護技術の習得に努めるものとする。

<参考：利用者の状態に応じた身体介助の例>

※ 以下はあくまでも一例であり、同加算算定に当たって必ず実施しなければならないものではない。

◆座位保持ができるかつ浴槽をまたぐ動作が難しい利用者が浴槽に出入りする場合◆

利用者の動作	介助者の動作
	シャワーチェア(座面の高さが浴槽の高さと同等のもの)、浴槽用手すり、浴槽内いすを準備する。

シャワーチェアに座る。	
シャワーチェアから腰を浮かせ、浴槽の縁に腰掛ける。	介助者は、利用者の足や手の動作の声かけをする。必要に応じて、利用者の上半身や下肢を支える。
足を浴槽に入れる。	介助者は利用者の体を支え、足を片方ずつ浴槽に入れる動作の声かけをする。必要に応じて、利用者の上半身を支えたり、浴槽に足をいれるための持ち上げ動作を支える。
ゆっくり腰を落とし、浴槽内いすに腰掛けて、湯船につかる。	声かけをし、必要に応じて、利用者の上半身を支える
浴槽用手すりにつかまって立つ。	必要に応じて、利用者の上半身を支える。
浴槽の縁に腰掛け、浴槽用手すりをつかみ、足を浴槽から出す。	必要に応じて、浴槽台を利用し、利用者の上半身を支えたり、浴槽に足を入れるための持ち上げ動作を支える。
浴槽の縁から腰を浮かせ、シャワーチェアに腰掛ける。	必要に応じて、利用者の上半身や下肢を支える。
シャワーチェアから立ち上がる。	

3.4.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 8)」

問5 入浴介助加算(Ⅱ)については、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境(手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したものに、入浴介助を行うこととなっているが、例えばいわゆる大浴槽に福祉用具等を設置すること等により利用者の居宅の浴室の状況に近い環境を再現することとしても差し支えないのか。

答5 例えば、利用者の居宅の浴室の手すりの位置や浴槽の深さ・高さ等にあわせて、可動式手すり、浴槽内台、すのこ等を設置することにより、**利用者の居宅の浴室の状況に近い環境が再現**されていれば、差し支えない。

3.4.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 8)」

問1 入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者が居宅において利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことができるようになることを目的とするものであるが、この場合の「居宅」とはどのような場所が想定されるのか。

答1 **利用者の自宅(高齢者住宅(居室内の浴室を使用する場合のほか、共同の浴室を使用する場合も含む。))を含む。のほか、利用者の親族の自宅**が想定される。なお、自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者にとっては、以下①～⑤をすべて満たすことにより、当面の目標として通所介護等での入浴の自立を図

ることを目的として、同加算を算定することとしても差し支えない。

- ① 通所介護等事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等（利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。）が利用者の動作を評価する。
 - ② 通所介護等事業所において、自立して入浴することができるよう必要な設備（入浴に関する福祉用具等）を備える。
 - ③ 通所介護等事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、当該利用者の身体の状態や通所介護等事業所の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。
 - ④ 個別の入浴計画に基づき、通所介護等事業所において、入浴介助を行う。
 - ⑤ 入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。
- ※なお、通所リハビリテーションについても同様に扱う。

（根拠法令）

H12 厚告 19 別表 6 注 8、H27 厚労告 95 十四の三、H12 老企 36 第 2 の 7（8）

H12 厚告 19 別表 7 注 7、H27 厚労告 95 二十四の四、H12 老企 36 第 2 の 8（10）

H18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 10、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 3 の 2（8）

H18 厚労告 126 別表 3 注 6、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 4（9）、H18 厚労告 128 別表 1 注 6

（４）中重度者ケア体制加算

★ 対象サービス…通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション

中重度者ケア体制加算について、要件を満たしていない等の不適切な事例が見受けられます。再度、算定要件を確認して頂き、適切な取扱いをお願い致します。

〈不適正な事例〉

- ・看護職員又は、介護職員の加配の計算において、
 - ①看護職員と介護職員の合計が常勤換算法で 2 以上になるように計算している。
 - ②当該職員が他の業務と兼務する場合、兼務時間を除して計算していない。
- ・看護職員が提供時間を通じて配置していない日に算定している。

なお、人員要件については、以下の点に留意して計算してください。

人員要件	<p>① サービス提供前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は、介護職員の勤務時間数は含めない。</p> <p>② 常勤加算方法により員数については、暦月で小数点第2位以下を切り捨てる。</p> <p>③ 看護職員は、サービス提供時間を通じて配置は必要となり、他の業務との兼務は認められない。</p>
利用者の要件	<p>① 要支援者と一体で実施している事業所において、要支援者に関しては、人員数には含めない。</p> <p>② 前、3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近の3月間の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しているか確認が必要。</p>

27.4.1 事務連絡「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A」

問 25 指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要があるが、具体的な計算方法如何。

答 25 例えば、定員20人の通所介護、提供時間が7時間、常勤の勤務すべき時間数が週40時間の場合であって、営業日が月曜日から土曜日の場合には、常勤換算の計算方法は以下の通りとなる。(本来であれば、暦月で計算するが、単純化のために週で計算。)

	月	火	水	木	金	土	計
利用者数	18人	17人	19人	20人	15人	16人	105人
必要時間数	11.2時間	9.8時間	12.6時間	14時間	7時間	8.4時間	63時間
職員A	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	0時間	40時間
職員B	0時間	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	40時間
職員C	7時間	7時間	7時間	7時間	7時間	0時間	35時間
職員D	8時間	8時間	0時間	0時間	8時間	8時間	32時間
計	23時間	31時間	23時間	23時間	31時間	16時間	147時間
加配時間数	11.8時間	21.2時間	10.4時間	9時間	24時間	7.6時間	84時間

① 指定基準を満たす確保すべき勤務延時間数

(例：月曜日の場合)

確保すべき勤務時間数 = ((利用者数 - 15) ÷ 5 + 1) × 平均提供時間数 = 11.2時間

② 指定基準に加えて確保されたものと扱われる勤務時間数

(例：月曜日の場合)

指定基準に加えて確保された勤務時間数 = (8 + 7 + 8) - 11.2 = 11.8 時間
 以上より、上記の体制で実施した場合には、週全体で 84 時間の加配時間となり、
 84 時間 ÷ 40 時間 = 2.1 となることから、常勤換算方法で 2 以上確保したことになる。

(根拠法令)

H12 厚告 19 別表 6 注 9、H27 厚労告 95 十五、H12 老企 36 第 2 の 7 (9)

H12 厚告 19 別表 7 注 19、H27 厚労告 95 三十一、H12 老企 36 第 2 の 8 (21)

H18 厚労告 126 別表 2 の 2 注 11、厚労告 95 五十一の三、H18 老計発第 0331005 号他
 第 2 の 3 の 2 (9)

(5) 事業所規模による区分の取扱い

★ 対象サービス…通所介護、通所リハビリテーション

通所介護又は通所リハビリテーションの介護報酬算定に当たっては、**毎年度通所介護費又は通所リハビリテーション費区分を確認する**必要があります。令和 5 年 4 月以降も引き続き事業を実施している事業者は、**前年度(令和 4 年 4 月～令和 5 年 2 月)の 1 月当たりの平均利用延人員数を計算し、事業所規模区分に変更がないか確認を行い、変更がある場合は、介護給付費算定に係る届出**をお願いします。規模区分の誤りが発覚した場合は、報酬返還に至る事例もありますので、十分にご留意ください。

また、運営指導に行きますと、750 人以内であることは明白であるという理由で計算をしていない事業所がありますが、必ず計算をするようにお願いします。

なお、**前年度から定員を概ね 25%以上変更**して事業を実施しようとする場合、当該年度に係る平均利用延人員数については、「**運営規程の利用定員の 90%に予定される 1 月当たりの営業日数を乗じて得た数**」となりますのでご留意ください。

厚生労働大臣が定める施設基準 (通所介護の場合)

		前年度の 1 か月当たりの 平均利用延人員数	看護職員・介護職員の員数
事業所 区分	通常規模型通所介護	750 人以内	所定の看護職員・介護職員の員数を置いていること。
	大規模型通所介護費 (I)	751 人以上 900 人以内	
	大規模型通所介護費 (II)	901 人以上	

■平均利用延人員数の計算■

○利用時間が3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満の利用者の場合（2時間以上3時間未満の利用者を含む。）

⇒ **利用者数×2分の1**

○利用時間が5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の利用者の場合。

⇒ **利用者数×4分の3**

○1か月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数

⇒ **その月の平均利用延人員数×7分の6**

（根拠法令） H12老企36 第2の7（4）、H12老企36 第2の8（8）